

第百六十四回国 参議院 法務委員会 會議録 第七号

平成十八年四月四日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 弘友 和夫君  
理事 荒井 正吾君  
谷川 秀善君  
築瀬 進君  
木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君  
山東 昭子君  
陣内 孝雄君  
関谷 勝嗣君  
南野知恵子君  
江田 五月君  
千葉 景子君  
前川 清成君  
松岡 徹君  
浜四津敏子君  
仁比 聡平君  
亀井 郁夫君  
国務大臣 法務大臣 杉浦 正健君  
副大臣 法務副大臣 河野 太郎君  
大臣政務官 法務大臣政務官 三ツ林隆志君  
事務局側 常任委員会専門員 田中 英明君

本日の会議に付した案件  
○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第三部 法務委員会會議録第七号 平成十八年四月四日【参議院】

○委員長(弘友和夫君) たいだいまから法務委員会を開会いたします。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について政府から趣旨説明を聴取いたします。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) おはようございます。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、公務執行妨害罪や窃盗罪、特に成人による万引き事犯の検挙件数が急増しており、これらの罪に對しましては、一方で相応の刑罰を科して同種事犯の再発を防止する必要がある反面、中には犯行が偶発的であるなど比較的軽い類型の事案も見られ、その法定刑がいずれも自由刑に限られていることから、現実には起訴すべきか否かの判断に困難を伴うものも少なくございません。また、業務上過失致死傷罪等のうち罰金刑相当事案につきましては、近時の国民意識に照らして、現在の法定刑では適正な科刑が困難な場合も見られ、現にその上限額が科される事件の割合が増加しております。

国会におきましても、平成三年に成立した罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に關しまして、衆参両議院の各法務委員会においてそれぞれ附帯決議がなされ、財産犯の一部や公務執行妨害罪に選択刑として罰金刑を導入することに關して検討を求められ、さらに、平成十六年に成立した凶悪犯罪等に對処するための刑法等の一部を改正する法律案に關しても、衆参両議院の各法務委員会それぞれ附帯決議がなされ、財産犯の一部に罰金刑を選択刑として新設することなどの検討について、政府として格段の配慮をすべきであるとされました。

この法律案は、このような公務執行妨害、窃盗等の犯罪に關する最近の情勢等にかんがみ、刑法

及び刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行うとするものでございます。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑法を改正して、公務執行妨害、窃盗等の各罪について、罰金刑を新設するなどその法定刑を改めるものでございます。

すなわち、公務執行妨害、職務強要及び窃盗の各罪に選択刑として罰金刑を新設するほか、業務上過失致死傷及び重過失致死傷の各罪の罰金刑の上限額を引き上げることとしております。

第二は、刑事訴訟法を改正して、略式命令の限度額の引上げを行うものでございます。

第三は、刑法を改正して、財産刑の執行に關する手続の整備を行うものでございます。

すなわち、労務場留置一日の割合に満たない金額は納付することができない旨の規定を削除するとともに、罰金等の一部を納付した者の留置の日数に係る規定の整備を行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○委員長(弘友和夫君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に對する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。  
一、性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人権の確立を目指す法制定に關する請願(第九五七号)  
一、国籍選択制度の廃止に關する請願(第九五

八号)  
一、成人の重国籍容認に關する請願(第九五九号)

一、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律案(共謀罪)の廃案に關する請願(第九六五号)

一、国籍選択制度と国籍留保届の廃止に關する請願(第九八〇号)

第九五七号 平成十八年三月二十二日受理  
性の蹂躪・性的搾取を許さない、女性の人権の確立を目指す法制定に關する請願  
請願者 茨城県水戸市宣場町八六三ノ三 市毛克枝 外百七十九名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第六三八号と同じである。

第九五八号 平成十八年三月二十二日受理  
国籍選択制度の廃止に關する請願  
請願者 フランス共和国イヴリーヌ県サンノンラブルテッシュユ市ヴァルマルタン通り七六 真島広次 外四十七名

紹介議員 家西 悟君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九五九号 平成十八年三月二十二日受理  
成人の重国籍容認に關する請願  
請願者 フランス共和国イヴリーヌ県サンノンラブルテッシュユ市ヴァルマルタン通り七六 真島広次 外五十七名

紹介議員 家西 悟君  
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

紹介議員 家西 悟君

第九六五号 平成十八年三月二十二日受理  
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に  
対処するための刑法等の一部を改正する法律案  
(共謀罪)の廃案に関する請願

請願者 京都市伏見区納所北城堀二二ノ  
八 松尾貞子 外百二十五名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第八四七号と同じである。

第九八〇号 平成十八年三月二十三日受理  
国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願  
請願者 ドイツ連邦共和国ヘッセン州  
ヴィースバーデン市ヴァーグマン  
通り二 島村真樹子 外四百二十  
一名

紹介議員 江田 五月君

一九八五年、父系優先血統主義であった国籍法  
が改正され、日本人母と外国人父の子供が日本国  
籍を取得できるようになったが、国籍選択制度が  
導入され、重国籍を持つ者に国籍選択が義務付け  
られた。父と母の異なった国籍を持つ子供たち  
や、父母が日本人でも出生地国の国籍と日本国籍  
を同時に持つ子供たちは、二二歳までに国籍選択  
をしなければならぬ。日本国籍を保持するには、  
外国籍を放棄するか、日本に「外国の国籍を  
放棄する旨の宣言」(国籍選択届)をしなければな  
らない。定められた期間内に選択しなければ日本  
国籍を失うとされている。父と母の異なった国籍  
や文化を受け継ぐ子供たちは、両方を大切にしま  
がら、自らのマルチアイデンティティを形成す  
る。多文化を身に付けた者の存在は日本社会に多  
様性を与え豊かにする。ところが、選択制度は当  
事者に多大な負担や苦痛を与えている。また、二  
〇歳を過ぎてから、外国人との婚姻などにより外  
国籍を取得した日本人も、取得から二年以内に国  
籍選択を義務付けられている。外国人と結婚し相  
手国に長期間居住する場合は国籍が必要である  
が、日本国籍を放棄する理由がない。国籍唯一  
の原則は現実にそぐわなくなっている。選択制

平成十八年四月十日印刷

度導入前に重国籍となった人たちも多く、実態は  
国籍選択制度を設ける意味がなくなっている。選  
択制度の導入は、一九三〇年のヨーロッパ国籍条  
約「国籍唯一の原則」、一九六三年の「重国籍の減  
少」条約を取り入れたものとされたが、その後  
ヨーロッパでは状況は大きく変化し、一九九七  
年、ヨーロッパ評議会閣僚委員会が新たなヨー  
ロッパ国籍条約を採択し、「出生により当然に異  
なる国籍を取得した子供がこれらの国籍を保持す  
ること」「自国民が婚姻により当然に外国籍を取  
得した場合この外国籍を保持すること」を締約国に  
認めさせ、権利として重国籍を容認している。国  
籍選択制度の廃止の際には、日本国籍を離脱した  
人たちにも、国籍回復の道を開くよう求める。同  
時に、外国の国籍を持つ日本国民が、その外国の  
法例により国籍を選択しても日本国籍を失わせない  
ように、また、外国に居住している日本人や外  
国人を家族に持つ日本人が、関係国の国籍を取  
得た場合でも日本国籍を維持できるよう、重国籍  
容認に向けての検討を求める。日本の国籍法は血  
統主義を採用しながらも一九二四年から特定の生  
地主義国で生まれた重国籍者に国籍留保届を課  
し、それが無い者には日本国籍を失わせた。  
一九八五年の国籍法改正は、留保制度の範囲を、  
国外で生まれた国際結婚の子供たちにまで広げ、  
出生後三か月以内に留保届が出されない場合、子  
供は日本国籍がなく日本人親の戸籍にも記載され  
ない。しかしこの制度を知らない親は多数存在し  
ている。失った国籍を回復する規定があるが、手  
続は日本在住、二〇歳までという条件がある。  
ついては、次の事項について実現を図られた  
一、国籍選択制度を廃止すること。  
二、国籍留保制度を廃止すること。

案

四月三日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

平成十八年四月十一日発行

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律  
(刑法の一部改正)  
第一条 刑法明治四十年法律第四十五号の一部  
を次のように改正する。  
第十八条第六項を次のように改める。  
6 罰金又は科料の一部を納付した者について  
の留置の日数は、その残額を留置一日の割合  
に相当する金額で除して得た日数(その日数  
に一日未満の端数を生じるときは、これを一  
日とする。)とする。  
第十八条第七項及び第八項を削る。  
第九十五条第一項中「又は禁錮」を「若しくは  
禁錮又は五十万円以下の罰金」に改める。  
第二百一十一条第一項中「五十万円」を「百万円」  
に改める。  
第二百三十五条中「懲役」の下に「又は五十万  
円以下の罰金」を加える。  
第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三  
一号)の一部を次のように改正する。  
第四百六十一条中「五十万円」を「百万円」に改  
める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十  
日を経過した日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行(労役場  
留置の執行を含む。)については、第一条の規定  
による改正後の刑法第十八条の規定にかかわら  
ず、なお従前の例による。  
一 この法律の施行前にした行為について科せ  
られた罰金又は科料  
二 刑法第四十八条第二項の規定により併合罪  
として処断された罪にこの法律の施行前に犯  
したものと施行後に犯したものがあつた場合に  
おいて、これらの罪に当たる行為について科  
せられた罰金

(裁判所法の一部改正)  
第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)  
の一部を次のように改正する。  
第三十三条第一項第二号中、「刑法第八十八  
六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはそ  
の未遂罪又は同法」を「又は刑法第八十六條、」  
に、「第三十一条の三第一項第三号」を「第三十  
一条の三第一項第四号」に改める。

案

案  
四月三日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B